

令和6年第4回 北海道議会定例会【一般質問】開催状況

開催年月日 令和6年12月3日(火)

質問者 真下 紀子 議員

答弁者 知事、イノベーション推進監

質問要旨	答弁要旨
<p>一 指定管理者の指定について</p> <p>(一) 指定管理者の指定に至る経過について</p> <p>始めに、指定管理者の指定についてです。</p> <p>道の指定管理者の指定は、自治法に則ったものです。指定に至る経過は、どのような手続きと基準によって行われるのか。また、赤れんが庁舎の指定管理に係る道への納付金の考え方についても伺います。</p> <p>(二) 報道機関の指定管理者の指定について</p> <p>赤れんが庁舎の指定管理には、北海道新聞という報道機関の社長が代表を務める任意団体「北海道赤れんが未来機構」が候補者に選定されました。</p> <p>これまでに報道機関が指定管理者となった例はあるのか伺います。</p> <p>日本新聞協会の新聞倫理綱領では、「新聞は公正な言論のために独立を確保する」としています。報道機関が公正性・公平性と、権力の監視機能を有することを理解したうえで、知事は選定したのか。</p> <p>選定過程において報道機関に関する規定はあるのか。また、報道機関の役割と責任の観点から議論はあったのか、併せて伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>言うまでもなく、権力監視を役割とする報道機関は、道の広報機関ではありません。選定過程は厳格であり、他にも例があるとの答弁でしたが、赤れんが庁舎の指定管理は利益が見込まれます。よもや鈴木道政への付度や監視の抑制に繋がることはないと考えますが、誤解を招かぬよう道行政と報道機関には常に緊張感が必要だと指摘をしておきます。</p>	<p>(イノベーション推進監)</p> <p>指定管理者に関し、まずその指定手続等についてでございますが、道では、地方自治法の規定に基づき、「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」等を制定し、指定管理者の指定の手続のほか、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、さらには、道が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額など、公募に係る明示事項等を定めております。</p> <p>また、指定管理者の指定に当たりましては、学識経験者等で構成される選定委員会におきまして審査を行い、当該審査結果に基づき、道が候補者として選定しております。</p> <p>なお、この度の赤れんが庁舎におきましては、令和8年度以降、利用料金収入が指定管理業務に要する経費を上回る見込みにあることから、公募要項において、道に対し、毎年度、約700万円の定額納付金に加え、さらなる利益が生じた場合には、その一定割合を納付することを求めることとしたものでございます。</p> <p>(イノベーション推進監)</p> <p>指定管理者の選定についてでございますが、地方公共団体は、平等原則の下、合理的な理由なく、不当な差別を行ってはならず、事務の執行にあたりまして、事業者の自由で自主的な判断による経済活動を妨げたり、事業者間の公正かつ自由な競争を阻害しないよう配慮しなければなりません。</p> <p>指定管理者制度におきましても、幅広い民間事業者が公平・公正な条件の下に競争することにより、公共サービスの質の向上と経費削減が図られることから、道では、その申請資格や選定基準について、そうした公平・公正な競争を確保する観点から、選定委員会の意見を聴取した上で決定することとしております。</p> <p>赤れんが庁舎の指定管理者の選定基準におきましても、こうした趣旨を踏まえ、暴力団構成員でないことや道税等の滞納、未納がないことなど、欠格事項や適格性に関する審査事項を設けております。</p> <p>選定委員会におきましては、こうした選定基準により、公平性等を担保するため申請者名を伏せた形で提案内容を踏まえて審査が行われたものであり、道としては、その審査結果に基づき、当該報道機関を含む申請者の管理能力等を踏まえ、候補者として選定したところでございます。</p> <p>なお、本道におきまして、報道機関が指定管理者の候補者となるのは初めてでございますが、他県においては、複数の事例があるものと承知してございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 契約相手のパーティー券購入への対応について 知事の後援会「活力あふれる北海道の未来を実現する会」の政治資金報告書によりますと、株式会社ニトリパブリックは2019年に知事のパーティー券を100万円購入していました。</p> <p>今年の1定で、契約の最高責任者である知事在任中は、道の契約相手企業等のパーティー券購入は辞退すべきと申し上げましたが、ニトリパブリックが指定管理者の候補者の一員となった今、知事はどう対応するのかお答えください。</p> <p>(再質問) 知事の後援会主催の政治資金パーティーについてです。後援会の適切な対応は当然であります。しかし、今、多くの国民が企業団体献金の禁止を求めています。</p> <p>多くの道民の支持を得ている鈴木知事だからこそ、企業・団体献金の隠れ蓑(みの)と指摘されるパーティー券販売は、企業・団体を対象とするのではなく、せめて個人購入へと、政治改革の姿勢を示していただきたいと考えますが、同じ答弁ではぐらかすことなくご答弁ください。</p> <p>(指摘) 知事の後援会の2023年分収支報告書によりますと、セミナーの利益率は約96%と相変わらず対価性が低く、やはり、企業・団体献金の隠れ蓑(みの)と指摘せざるを得ません。</p> <p>かつて、高橋はるみ元知事は、問題が無いとしていた北電役員からの個人名の献金であっても辞退しましたが、鈴木知事の政治改革に対する姿勢は、全く見えなかったのは極めて残念です。</p>	<p>(知事) 赤れんが庁舎に係る指定管理者についてであります。この度の指定管理者の候補者については、歴史・文化などの有識者の方々に構成する指定管理者候補者選定委員会において、平等性等を担保するため申請者名を伏せ、提案内容を踏まえて審査を行い、道として、当該審査結果に基づき、施設の管理能力などを踏まえ北海道赤れんが未来機構を選定したところであります。</p> <p>なお、私の後援会が主催する政治資金パーティー等については、政治資金規正法に則り、適切に対応されていると聞いております。</p> <p>(知事) 政治資金に関する対応などについてであります。私を含め、全ての政治家は、政治資金の問題に関し、有権者からの信頼を損なうことのないよう、適切に対応していかなければならないと考えています。</p> <p>なお、私の後援会については、関係法令を遵守し、適切に対応しているものと聞いております。</p>